

伊那市

空き店舗バンク

のご案内

空き店舗バンクとは…

伊那市では、空き店舗の有効活用を通して地域経済の活性化を図ることを目的に「空き店舗バンク制度」を導入しています。空き店舗所有者の方（空き店舗を貸したい・売りたい、またはお困りの方）や空き店舗を借りたい・買いたい方、まずはお気軽にご相談ください。



空き店舗所有者

空き店舗を貸したい人・売りたい人におこなっていただくこと

①登録申請

空き店舗バンク制度を利用したい方は、登録申請書に必要書類を添えて商工振興課までご提出ください。

空き店舗バンク

伊那市役所で行うこと

②申請書類審査

申請書類の審査後、物件調査の日程調整等のご連絡をいたします。1~2週間程度のお時間をいただきます。

③物件調査（現地立会）

所有者の方にお立会いただきながら、市役所担当者が間取りや状態の確認及び聞き取り調査、写真撮影を行います。物件調査後、伊那不動産組合へ媒介契約締結の依頼を行います。

③物件調査

④媒介契約

伊那不動産組合加盟の担当不動産事業者から連絡が行き、媒介契約を結びます。不動産事業者からの連絡は、物件調査後1~2週間程度です。

④媒介契約

利用希望者

空き店舗を借りたい人・買いたい人におこなっていただくこと

⑤空き店舗バンク登録 物件情報掲載

媒介契約締結の連絡を受けて、空き店舗バンク登録が完了します。物件情報が伊那市空き店舗バンクホームページに掲載されます。

⑥物件の閲覧

伊那地域空き店舗バンクホームページにアクセスし気になる物件がないか確認してみましょう。

⑦現地案内・交渉

気になる物件があれば、担当不動産事業者に連絡し、必ず物件の見学（内覧）を行ったうえで売買もしくは賃貸借契約を行ってください。

⑦物件の見学

⑧売買・賃貸借契約

⑧売買・賃貸借契約

⑧売買・賃貸借契約

空き店舗バンク
不動産業者で行うこと

各種補助金について

①空き店舗バンク登録促進補助金

【対象者】中心市街地に所在する空き店舗バンク登録物件の所有者※
【対象事業】登録物件の事業用備品等の処分や屋内外の清掃に要する経費（上限15万円）

【申請期限】登録申請後3年以内

②空き店舗バンク成約報奨金

【対象者】中心市街地に所在する空き店舗バンク登録物件の所有者※
【対象事業】登録物件の売買又は賃貸の契約成立1件につき10万円

【申請期限】売買又は賃貸契約後1年以内

※ 宅地建物取引を業務として行っている方は対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

□問い合わせ、提出先

〒396-8617伊那市下新田3050番地 伊那市商工振興課商業労政係

TEL:0265-78-4111(内線2433) メール:skk@inacity.jp